

PRESS RELEASE

R5.3.29(水)
愛媛県産業人材課

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金の支給決定取消について

下記の事業主について、国において雇用調整助成金を不正に受給したことが確認され、同助成金の支給決定が取り消されたことから、同社に対し、下記のとおり標記助成金の支給決定の全部を取り消すとともに、支給した助成金全額を本県へ返還するよう命令しましたので、お知らせします。

【概要】

事業主 名称 有限会社 栄光石油
代表者名 取締役 白石 尚記
所在地 今治市朝倉下甲 1336 番地 11
助成金名 愛媛県新型コロナウイルス感染症対策緊急地域雇用維持助成金
支給済金額 80,789 円（令和3年度支給分）
取消年月日 令和5年3月28日
取消内容 支給決定の全部の取消し
取消理由 国の雇用調整助成金の支給決定取消による
返還命令内容 有限会社栄光石油に対し、支給済金額全額の80,789円を請求
※加算金については、別途請求

【問合せ先】

愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
主幹 岸本、担当係長 濱本 TEL 089-912-2505